## 実用ガイド

## 12

## 労働保険関係届出事項一覧

雇用保険・労災保険

平成28年4月1日現在

| 届出事項                                      | 届の種類                                | 提出期日                      | 提出先                     | 備考                    |
|---|-------------------------------------|---------------------------|-------------------------|-----------------------|
| 労働保険 (雇用保険・労災保険) の年度更新                    | 労働保険概算確定保険料申告書                      | 6月1日~7月10日                | 労働基準監督署等                | 保険料を納付                |
| 従業員を採用した場合                                | 雇用保険被保険者資格取得届                       | 採用した日の属する<br>月の翌月 10 日まで  | 公共職業安定所                 |                       |
| 従業員が転出入した場合                               | 雇用保険被保険者転勤届                         | その事実のあった日の<br>翌日から 10 日以内 | 公共職業安定所                 |                       |
| 従業員が退職(死亡)した場合                            | 雇用保険被保険者資格喪失屆                       | 退職した日の翌日<br>から 10 日以内     | 公共職業安定所                 |                       |
| 従業員が業務上負傷したとき                             | 療養補償給付たる療養<br>の給付請求書                | すみやかに                     | 労災指定病院等経由所<br>轄労働基準監督署長 |                       |
| 事業所の名称・所在地を変更した場合                         | 労働保険名称 · 所在地等変更届<br>雇用保険事業主事業所各種変更届 | その日の翌日から<br>10日以内         | 労働基準監督署及び<br>公共職業安定所    |                       |
| 業務上の負傷又は疾病のため、4日以上休<br>業し賃金を受けられない場合      | 休業補償給付支給申請書<br>休業特別支給金支給申請書         | そのつど                      | 労働基準監督署                 |                       |
| 被保険者の氏名が変わった場合                            | 雇用保険被保険者氏名変更届                       | すみやかに                     | 公共職業安定所                 |                       |
| 被保険者証をなくしたり、損傷した場合                        | 雇用保険被保険者証再交付申請書                     | 遅滞なく                      | 公共職業安定所                 |                       |
| 賃金総額の見込額が2倍を超え、かつ、<br>保険料の差額が13万円以上の場合    | 労働保険増加蝦算保険料申告書                      | 見込額が増加した日<br>から 30 日以内    | 労働基準監督署等                | 保険料を納付                |
| 中小事業主が労災保険に特別加入しようと<br>する場合               | 労災保険特別加入申請書<br>(中小事業主等)             | そのつど                      | 労働基準監督署                 | 事務組合に事務委託<br>する事業主に限る |
| 雇用保険印紙の受払状況の報告                            | 印紙保険料納付状況報告書                        | 翌月末日                      | 公共職業安定所                 | 毎月定例的                 |
| 日雇労働者を雇い入れた場合                             | 日雇労働被保険者資格取得届                       | 5 日以内                     | 公共職業安定所                 | 印紙は郵便局で購入             |
| 日雇労働者を雇わなくなった等の理由によ<br>り雇用保険印紙を買い戻してもらう場合 | 雇用保険印紙買戻請求書                         | 遅滞なく                      | 印紙販売郵便局                 | 公共職業安定所の確<br>認印を受けること |
| 一括有期事業が前月中に開始した事業につ<br>いての報告              | 一括有期事業開始届                           | 翌月10日までに報告                | 労働基準監督署                 |                       |

法律の改正にご注意下さい。

## 労働保険事務組合のご案内

原則として労働保険に加入することができない事業主や家族従事者なども労働保険の事務を労働保険事務組合に委託することにより、特別に労災保険に加入することができます。

- ■委託した場合のメリット
  - ・事業主や家族従事者も労災保険に加入できます。
  - ・労働保険料の額にかかわらず3期に分割納付できます。
  - ・事務手続にわずらわされることなく、仕事の効率をあげることができます。
- ■委託できる事業主とは
  - 常時使用する労働者数が次の人数以下の事業主が加入できます。
  - ・小売・不動産・金融・保険業は50人以下
  - ・卸売業・サービス業は 100 人以下
  - ・その他の事業は300人以下